

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和 4年 7月 27日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市天王寺区上本町6-1-55	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 都司 尚

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	419 台	6 台	台	419 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	4 台	3 台	台	4 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	10.81	キログラム	10.72	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	・府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易 点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施してい る。							
	廃 棄 時	・府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担 当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代 替フロンの回収を依頼している。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	・府内の事業所で管理しているエアコン全てに対して、夏 期の前の5月に試運転を実施し、異音の発生等がないか確認し た。							
	廃 棄 時	・充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一 種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理 されたことを確認する。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が低い冷媒を使用した 製品を導入する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。